

第6回 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会（議事の記録）

1 日時

令和6年1月15日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

警察庁第17会議室

3 出席者

（有識者）

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
假谷 実 犯罪被害者遺族
島村 暁代 立教大学法学部教授
滝沢 誠 中央大学大学院法務研究科教授
正木 靖子 弁護士

（警察庁）

江口 有隣 長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
藤田 有祐 長官官房犯罪被害者等施策推進課長

（オブザーバー）

法務省
厚生労働省

4 概要

（1）討議

資料1及び参考資料について、事務局から説明があった後、次のとおりの討議があった。

○ 第2回及び第3回の会議において資料を提出し、犯罪被害給付制度の見直しに関する意見を述べたが、資料2として、改めて意見を提出した。基本的には、犯罪被害給付制度を大幅に変えることなく、どのような改革の方向があり得るかという観点から意見を記載した。

被害者の収入と被害の程度に応じて金額を定めるという現在の算定方式には一定の合理性があると考えている。ただし、給付額の算定に用いられている様々な数値や計算方法というのは、今から約40年前に制度を創設する際、労災制度や公害健康被害補償制度といった他の制度を参照したものであり、参照元の制度について疑問もあるし、犯罪被害者の実態もかなり明らかにできている中で、犯罪被害給付制度に固有の計算方式があっても然るべきではないか。それは現在の理念や法的性質の中でも採用できるのものなのではないかと考えている。

具体的には、資料2の意見の中にあるように、0.7や0.8という係数を引き上げるべきではないか、倍数の在り方を見直すべきではないか、給付基礎額の下限と上限を見直す必要も出てくるのではないかと、また、生計維持関係がない遺族の場合に非常に給付額が低額になっており、亡くなった被害者に収入はなくとも残された御

家族の経済状況は非常に厳しいことが明らかになっていることから、これを引き上げる必要があるのではないか。

一般的な方向性を申し述べただけではイメージが湧かないかと思い、2ページ目以降に具体的なイメージを記載した。これは決してこういう額にしろということまで求めている意見ではなく、飽くまでも、建設的な議論をいただくためのイメージとして示したものである。

2ページ目の表における大きな改革点は、ボーナス、賞与の取扱いである。現行制度では被害者本人の収入日額を算定するに当たり、労働基準法の平均賃金の例によって賞与を含めないこととなっている。実際に御遺族の方々は、被害者の方のボーナスを含めて生活していることから、賞与を算定に含めないというのは不合理なのではないか。また、係数の0.7も不相当だと考えているので、これを1にした場合や障害給付金と同じ0.8とした場合にいくらになるかということを示している。また、倍数についても、ILO 勧告によらず、365日の10年分の3650を基準としつつそこから減らしていくということと考えてはどうか、さらに、これに応じた形で、生計維持関係遺族がいる場合といない場合のそれぞれについて最低額と最高額を引き上げたときにどうなるか示している。

3ページ目の給付基礎額の最低額と最高額については、様々なことを考慮して現在の各年齢層ごとの比率を計算して当てはめたものである。大きく異なるのは、生計維持関係遺族がいない場合の最低額を全員一律にした点である。生計維持関係遺族がいない場合は、被害者本人の収入がないことから、年齢によって分ける意味があまりないのではないかと考えている。これについては、他の制度を引用してくる必要性や意味がない。子供や配偶者が亡くなった場合に、御遺族が仕事を続けることができなくなるなど、生計が厳しい場合があることを考えると、収入の如何にかかわらず、最低額はある程度引き上げた上で一律で同じ額にしてもよいのではないか。3ページ目の表のAとBは、倍数の変更案を記載したもの。

これらをもとに、以前警察庁から示されたモデルケースに沿って、各改定案を示したものが4ページ以下のものである。ただし、夫が働いていて妻が働いていないという形を標準として制度設計がされているために、妻が働いていて夫が働いていないというような場合に給付額が低くなるということが見られたため、モデルケース1のバリエーションとして、夫が専業主夫をしている場合、小さなお子さんがいる場合など、いくつかに分けている。また、3ページの下に四角囲みで書いたように、生計維持関係遺族について、せめて大学を出るときまで、少なくとも20歳ぐらいまでは生計維持関係遺族に含めるべきではないかと思い、また、60歳未満の夫でも子供が20歳未満ならば認めていいのではないかと考えるところもあるので、それについてもバリエーションとして記載している。

数字が独り歩きするのもいけないかとは思いますが、私の提案だと例えばこういう形になるということで、参考にして議論していただければと思う。

- 係数、倍数及び最低額について、他の制度から取ってきたものであり、合理性に欠けるのではないかというのは、同感である。また、賞与についても、生活給になっているという実態を踏まえると、これを含めるべきではないかということは、検

討されるべきである。細かな数字については今コメントできないが、給付額の引上げに向けて、係数、倍数等についての議論をしていくということも良いことではないか。

- 異なる制度についてはそれぞれの制度に沿った異なる考え方をとることが公正な制度となると考えており、現在の犯罪被害給付制度についても、8歳未満の遺族について倍数を加算するなど、独自の部分はある。ただし、保険料等の財源の裏付けのある他の制度と、一般財源を基にした制度との比較ということを考えてときに、一般財源を基にした給付という枠組みを変えることなく、係数や倍数を見直すことが可能であるのかは、議論の必要があると思う。
- 公的給付制度全体の中でのバランスをどう図っていくのかということも考えなければならない。給付額が引き上がるのは犯罪被害者にとっては良いことだが、犯罪による被害者に対する給付と、犯罪以外の原因による被害者の方に対する給付とを比べ、犯罪による被害者の方に対する給付がより手厚いものとするということであれば、その合理性をどう説明するか考える必要がある。
- 犯罪被害者が置かれた窮状の実態が正当化する根拠になるのではないか。例えば、犯罪被害者は刑事裁判にも関わらざるを得ないし、民事訴訟も提起しなければならない。犯罪被害給付制度が創設された時も、研究者からも実務家からも、なぜ犯罪被害者が優先されるのか、という意見が多く見られたが、犯罪被害者に本来の原因者である犯罪者が賠償をしなければならないにもかかわらず、実態としては不法行為に基づく損害賠償責任制度が形骸化してしまっているという中で、刑事政策的な観点から犯罪被害者を支援する必要性が言われ、この制度が実現している。現在の給付制度では十分ではない方がいらっしゃるという現実が、一つの理由になるだろうと考えている。給付額を上げれば上げるほど良い、ということでは合理性は担保できないので、犯罪被害給付制度が参考にした元の制度や犯罪被害給付制度に引用してくることの不合理性を改める、ということでは正当化できるのではないか。ただし、個別の算定式に合理性があったとしても、全てを一般財源から賄っている制度の中で、政策的にどこまで見直すことができるのかということについては、議論すべきであると思う。
- 協力援助者災害給付制度との関係は考えなくてよいのか。犯罪被害給付制度の給付額を上げた場合には、協力援助者災害給付制度もそれに併せて引き上げることになるのか。
- むしろ、犯罪被害給付制度がリーダーシップをとってあるべき姿になるべきではないか。一方が低いから他方が低い、ということではなく、他方らを高くすべきだから一方も高くすべき、というように考えてはどうか。
- 制度趣旨を考えるに当たって、犯罪被害者等基本法に立ち返って考えると、被害

者の権利を守っていく、個人の尊厳にふさわしい処遇をし、また、元の平穏な生活に戻していく、という基本理念の下で、国がどの程度補償していくのかを考えると、民事訴訟における損害賠償額を超えることは適切ではないと思うが、理論的な上限というものはないのではないかと。政策的に、どの程度補償していくかという問題である。その中で、あるべき姿というものは求めていかなければならない。あるべき姿が何かということだが、今の制度を前提とした場合でも、給付基礎額に賞与を含めないことが妥当なのか、学生や家事労働者などの給付基礎額が賃金センサスの平均賃金と大きく違っていることが妥当なのか、倍数についても労災制度と公害健康被害補償制度を参考にし、2つの制度を組み合わせているがそれが妥当なのか、公害健康被害補償制度は民事訴訟の損害賠償額を念頭に置いた制度であるとする犯罪被害給付制度も民事訴訟の損害賠償額を念頭に置いた倍数を考えてよいのではないかと、などを考える必要があるのではないかと。

また、他の制度との関係については、制度ごとに性格・趣旨がある。犯罪被害者に対する給付制度のあるべき姿を考えた上で、他の制度がおかしいということになれば、その制度をも見直すべきではないのか。

- 犯罪被害者の方であっても受けることのできる社会保障がある中で、それに追加される形で、提出された意見にあるような金額の給付がなされるという場合には、犯罪被害の固有性というものがこれを正当化するほどに合理性があるものなのかということは考えなければならない。加害者が本来果たさなければならない損害賠償責任が果たされていない現実がある、というだけで説明がしきれているのかについては、慎重に考えなければならない。

また、賞与を受け取ることができる方とできない方がいるが、不公平になっていないか、という視点で議論することも必要ではないかと思う。

さらに、生計維持関係遺族であるかどうかに関し、夫に年齢要件が設けられていることについては、厚生労働省において年金制度に関して同様の議論が行われていることから、議論の余地があるものと思う。また、子の年齢をどこで線を引くかについて、18歳か20歳かというのは悩ましい問題であるが、年金法制では18歳を基準にしている。大学に行くこともあるのだから、という理由では、犯罪被害者に対する給付については異なる考え方を採るのは難しいのではないかと。

- 年齢については、確かに民法上も18歳が成人年齢となっている。一方で、今半数が大学に進学しており、また、社会福祉制度の中でも、児童自立支援施設が原則18歳未満を対象としているところ20歳まで延長することができることになっているなど、政策的に考えていく余地はあるのではないかと。お子さんが大学進学をあきらめてしまったという御遺族もいる中で、何とか他の制度で補填できればいいのだが、奨学金を得ることが難しい場合もあるので、生計維持関係遺族の基準を18歳から20歳まで引き上げられないか、ということも考えてみてはどうかということ、一つの例としてお示しした。

賞与については、賞与がない中で生計を立ててきた方については賞与を含めなくてもよく、賞与を含めて生計を立ててきた方については含めてもよいのではないかと。

か。労働関係法制の中で、なぜ平均賃金について賞与を含めない形で計算されることになっているのか。また、直近3か月の収入を基に計算することになっていると思うが、たまたま離職して仕事を探していたという場合もある。犯罪被害者に対する給付については、労働関係法制の考え方から離れてもよいのではないか。

- 犯罪被害給付制度が創設された際にも、国会でその支給水準についての議論があったわけであるが、参考資料2の1ページ目の3ポツにあるとおり、現行制度については、「この制度というのは本来、加害者側がてん補すべき損害につきまして全額を公費で負担し支給しようという、きわめて例外的な制度であるわけでございます。したがって、損害賠償そのものでございます自動車損害賠償責任の場合と比較することはできないことはもちろんでございますが、損害賠償責任を根底に置いた原因者負担がある他の公的な給付制度、公害健康被害補償などを上回る水準とすることは、現行の体系の中では困難でございますし、また、積極的に社会公共のために尽力した結果被害を受けられた、警察官の職務に協力援助した者の災害給付を上回ることもまた適当でない、こういうふうを考えておるわけでございます。こういうことを勘案した上で被害者の救済にできるだけ効果のある額とする」というように説明がされている。その中で累次の引上げがなされてきており、現時点で最高額は自動車損害賠償保険制度と同水準にまで達してきており、例えば係数を見直すとこの水準を超えるとも考えられることから、制度間の均衡をどう考えるかということがある。また、制度設計を考えるというときには、平成18年7月26日の岩村教授の意見の中で「給付であるとかサービスを誰が受けるかということ、それからサービス給付の内容をどうするかとか、その水準をどう設定するかということについては、一つは結局今の情勢のもとでは財源調達をどうするかということに非常に大きく左右されます」との指摘もあり、現行の犯罪被害給付制度を超える給付を考えるときには、財源をどう考えるかということも議論の必要があるのではないか。
- 国の財源は無制限にあるわけではないので、可能な中でできる限り引上げをしていくということについては、そのとおりである。予算の問題は何とでもなるだろうという姿勢で引上げを考えるのは適当ではない。一方で、これまでの考え方や説明を不変のものとして考えるべきではなく、また、自賠責制度も損害賠償そのものではなく、損害賠償責任を根底に置いた制度の給付水準を超えてはいけないという考え方には疑問がある。
- 昭和55年に犯罪被害給付制度が創設された後に、犯罪被害者等基本法が成立し、徐々に給付額が引き上げられているというのはそのとおりである。しかしながら、この検討会が立ち上がるに至った経緯について見ると、昨年6月の犯罪被害者等施策推進会議決定において「抜本的強化」を検討することとされたことがあり、その前には、自民党のプロジェクトチームの提言でも、被害の回復が十分ではないという切実な被害者の声が述べられている。被害者の立場に立てば、給付の焼け太りということを求めているのではなく、「被害の回復」を求めているということであり、

基本法にも沿ったことである。これに対して、誰がどうするかという方法論があるのだと思っている。過去の議論はあるわけだが、抜本的な見直しを考えるときには、過去の議論にこだわるべきではないのではないか。今困っている被害者の被害の回復をどうするか、というのを第一に考えるべきではないか。

また、他の公的給付とのバランスと言ったときに具体的にどの給付とのバランスをとらなければならないのかということについては、整理して議論することが必要である。過去の議論で、いくつかの制度の名前が挙げられているが、協力援助者災害給付制度以外のものは全く異なる制度であり、その横並びを考える必要はないのではないか。

- 財源を考えたときに、保険になじむのではないかという過去の議論があった一方で、実際にこれを実現するということは現実には難しいということもある。そこで今使われている一般財源、つまり税を財源とすることを続けるとなると、国民全体で犯罪被害者に対して支援をするということについて合意できる内容のものでなければならず、焼け太りではない、モラルハザードを引き起こすようなものではないという説明はできなければならない。

過去の議論で、「例えば老人医療制度というのがありますが、かつてはこれは高齢者の方が病院に行きますと自己負担がなかったわけですね。その結果、何が起きたかという、高齢者の方はどんどん病院に行くようになって、老人医療制度の財政が結局破綻しかねないという、そういう状況が生じた」（参考資料2の1ページ）という議論がされていたように、当時から社会保障制度を取り巻く問題として対応の必要性が指摘されていた。給付内容が必要以上であると、予期せぬところでまで給付が拡大してしまうという問題が生じかねないので、そのような問題が生じないような制度設計を考える必要がある。支援を必要としていない方に対してまで必要以上の給付をするようなものであるべきではない。

- 加害者の責任というものと考えたときに、給付で全てを賄うことができる制度になってしまうと、加害者に損害賠償責任を果たさせるという観点からは悪影響を生まないか。加害者が、損害賠償は支払わなくてもよいという受け止め方をすることにならないか懸念がある。加害者が損害賠償責任を果たすインセンティブを生むような制度ができないかという方向の議論も必要ではないか。
- 給付額を引き上げたとしても、殺人事件等の被害者の損害賠償ということを見ると、損害額よりは給付額は小さいものとなるだろう。給付により生活の支援をするとともに、加害者にも損害賠償責任を果たさせるということをきちんと考えていく必要がある。現在、加害者から犯罪被害者に対する損害賠償がきちんと支払われているわけではないので、今以上に加害者が損害賠償をしなくなるということにはならないと思うが、加害者の責任追及についてもきちんと考えることで加害者のモラルハザードは防がなければならない。

一方で、過去の医療保険制度に関する議論にあったような、不必要な方が給付の申請をするというような意味でのモラルハザードは、犯罪被害者に対する給付につ

いては想定できないのではないか。例えば、軽傷者についても給付する制度とする場合には立証が難しく制度運用上の支障が生じるおそれがあるが、現行制度は重大な犯罪被害について給付されることとなっており、また、認定もしっかりしているので、問題は生じないのではないか。ただし、モラルハザードの問題とは別に、財政的に破綻しないような制度としなければならないという点は考えなければならない。

- 例えば、反社会的団体等がこの制度を悪用し利益を得るということにならないようにすべきではないか。
- 現行制度においても、不支給や減額することができるようになっており、認定の問題として解決できるのではないか。制度全体を危うくするという点にはつながらないのではないか。制度の濫用については、制度上排除することが可能となっているのではないか。

- 制度の在り方としては、「被害の回復」を基礎において考えるべきではないか。どうやって被害の回復を図っていくかということについては、それは犯罪被害給付制度だけで解決できることではなく、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」で議論されているような事柄も含めて、トータルとして、被害の回復、元の生活に戻る、ということが出来るかを考えるべきである。

個人的な意見としては、「国の責任」というものがどういう意味を持つものなのか、ということを考えている。加害者からの弁済が果たされるというのがベストであるが、資力がなかったり、払う意思がなかったりするのが実態である。その中で、「国の責任」ということを考えると、被害が重大であればあるほど、刑務所に収容される期間が長くなり、民事上の賠償の機会を奪っているという見方もできる。例えば、これに対しては、収監中の作業報奨金など、労働の対価を支給して被害者への賠償に充てさせるという方法もある。また、一義的には加害者に責任があることから、建付けとしては国が立て替えるということにして、国が加害者に損害賠償の支払を請求し続ける、ということもあるのではないか。もちろんコストも考えなければならないが、また、回収不能額も一定生じることにはなるが、その財源を見込んだ上で、今困っている被害者を救うということ考えたときには、月々加害者から少額を受け取るよりは、国が立て替えにより一括して支払い、早期の生活再建を図るということを考えるべきではないか。国が立て替えるという形にしたときに、それが国による「補償」となるのかどうかについては、やや疑問がある。

また、金額の問題については、民事訴訟における損害額と、犯罪被害者や遺族が置かれた生活の困窮の程度とには、差があるという場合もあり、損害額の算定があまりに大きくなる場合もある。このことを考えると、国民の理解を得られるような上限額を設けるということは、やむを得ないものであると考えている。場合によっては損害額が数億に及ぶこともあり、さすがにそうなると国民の理解は得られないだろう。賠償額として一般的・平均的な金額を上限として考えることが必要になると考えている。

- 第一次責任が加害者にあるということは前提に考えなければならず、国が直接的に実体法上の損害賠償責任を負うというわけではない。しかしながら、犯罪被害者等基本法にあるように被害者には元の平穏な生活に戻る権利がある。そのためには、損害が回復されなければならないということではないのか。それに対して、国が責務を負っていると考え、義務があると考えることは可能ではないか。現状を見ると、判決を得ても加害者から損害賠償の支払を受けることができない、責任無能力で支払がされない、加害者が分からないので支払がされないなど、様々な事例がある。このような場合に、犯罪被害者等基本法を根拠として、犯罪被害者の権利に対し、国が責務として立替払をするという理論構成が可能ではないかと思っている。飽くまでも加害者に第一次責任があることから、加害者がいれば、国が加害者から回収していくということになる。

このような制度を創設していくためには、独立の専門部署が必要である。

実際に金額を確定させるのは、裁判手続によることが妥当であり、債務名義が取得できるものについては、債務名義が必要ではないか。前回の会議で、この裁判手続に国が関与できないのは問題ではないかとの議論があったが、国が関与する必要はあるのか。裁判所も国の機関であり、また、仮に欠席判決であったとしても、一方当事者の主張がそのまま認められるわけではなく、裁判所が判断をしていることを踏まえると、裁判所の判断にしたがって国として立替払をするということが妥当ではないか。日米地位協定でも、判決による損害が填補されない場合に、国が補償する仕組みがある。この判決について、あらかじめ国が関与しているわけではなく、裁判所の判断に委ねている。これを踏まえると、立替払制度を考えるときにも、国が裁判手続に関与する必要はないのではないか。

損害賠償金額を考えると、億単位での損害額が認められる場合もある。やはり、上限は設定せざるを得ないのではないか。その意味でも、独立した機関・部署が必要ではないか。

- 民事の損害賠償を基本にしつつ、上限を設けるとした場合、満額の補償が受けられる方と一部しか補償が受けられない方が出てくると思うが、それは妥当なのか。また、これは法務省に考えてもらいたいのが、国が刑期の長い刑罰を科す一方で多額の損害賠償責任を負っているという状態にある中で、数十年もの長期にわたる受刑者から債権を回収するということについてどう考えているのか。受刑者に対する求償ということを考えたときに、受刑者の身柄を押さえている法務省が求償を担うのか、あるいは犯罪被害者等施策の司令塔となった警察庁が担うのか。新たな機関を設けることも考えられるが、コストとしても見合わないとなると、既存の機関が対応するしかないが、どう考えるか。
- 国民の理解というものを考えると、一定の上限を設けざるを得ないのではないか。「被害の回復」ということは目的にすべきことの一つとしてあるが、生活に困っている方を救う、ということが制度の目的として考えられるべきである。被害は受けていても、経済的には困っていない、という方もいる。

○ 損害賠償の全額となると、億単位の額になることもしばしばあり、さすがにそこまでの金額となると、国の財政としても難しいのではないか。上限は設けざるを得ない。そうすると不公平が生じるという議論もあるかと思うが、裁判所が決めた金額からさらに減額調整するとなると、その調整の仕方が問題となることから、形式的に上限を設定することになるのは、致し方ないことではないか。

○ 国土交通省から自賠責制度の説明があった際に、受刑者に対する求償も行っているとの説明があった。それができるだけの体制が整えられているということかと思う。そこに業務委託をするなど、既に受刑者への求償を行っている機関との連携を考えるということもあるのではないか。

○ そもそも、国の責任というものをどう考えるか。過去の議論では、犯罪原因が様々ある中で、それらを集約して国の責任ということはできないのではないかとの意見もあった。国が負う損害賠償責任ということを考えると、国家賠償制度が想起されるが、その中では、「公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたとき」に損害賠償責任を負うこととなっている。国の責任というものを考えるときには、このような制度との比較の視点も必要かと思うが、どうか。

また、基本法だけを直接の根拠として、何らかの実体法上の義務があると言えるのかは、検討の必要があるのではないか。

さらに、金額の決め方についても、国の中で裁判所と行政の果たす役割の違いをどう考えるか、ということもある。債務名義を前提としたとしても、民事訴訟が当事者間の紛争解決であり、両当事者の主張に基づくものと考えれば、これを前提に行政の給付というものができるのか、その関係性についても論点となるかと思う。

このほか、他の公的給付との関係を考える際の視点として、原因者などの関係者が原資を負担している給付の水準を、一般財源を原資とした給付が超えて良いのかということもあるかと思う。

○ 被害者の損害回復が十分ではないという現状に対して何らかの措置を考えた場合、基本法を根拠として、一足飛びに新たな制度の立法根拠とするというのは難しいのではないか。犯罪被害者等基本法は、国、地方公共団体、国民等で犯罪被害者を支えていこうという理念を前提として、保健医療、刑事司法、雇用等の各政策分野について、犯罪被害者等基本計画に基づいて各名宛先の行政機関に施策の実施を求める、という構造かと思う。基本法の理念を踏まえて、別の法律により制度が具体化されるということになっているので、基本法を直接の根拠とした制度、というのは難しいのではないか。

また、国の犯罪発生防止義務を考えたときに、通り魔といった犯罪ならともかく、家庭内での犯罪についても直ちに防止義務があるとは言えないだろう。理念的なものを超えて、様々な犯罪につき国の責任ということを一律に考えるのは難しいので

はないか。

- これまで意見があったような、立替払を考えるとという考え方の場合の国の責任と、国の賠償責任とは、やや性質が異なるのではないか。
- 立替払とは言っても、そこに国の実体法上の責任が生じることとなることから、なぜそのような責任があるのかという根拠を突き詰めて考えることは必要ではないか。
- 債務名義を基にして、一定の上限の下で支払をするという考え方をとった場合に、債務名義を得られない場合はどうするのか。例えば現在の犯罪被害給付制度によって救済するなど、別の制度を考えるとということなのか。
- 何らかの算定機関を設置する必要があるのではないか。国として損害回復をする責務があると考えるので、債務名義がとれない場合であっても、損害額を算定して補償する制度が考えられるべきである。
- 債務名義がとれない場合でも何らかの算定基準や機関により支給をするということが必要になると思われ、海外の事例でも、被害者庁のような機関が算定している例がある。裁判所の損害賠償額の認定も、逸失利益や慰謝料など、一定の基準の中で行われているものであることから、裁判所以外の機関が認定したとしても、算定のばらつきはそれほど出ないのではないか。
- 債務名義を前提とすると、支給までの時間がかかってしまうのではないか。今困っている被害者を救う、ということを目的としたときには、適切ではないのではないか。困難な状況にある被害者に対する支援としては、迅速に定額を支給する、ということも選択肢としてはあるのではないか。
- 立替制度とした場合でも、その制度の中で仮給付制度を設けることは考えなければならない。
- 様々な債権債務関係がある中で、犯罪被害による損害賠償請求権だけ特に手厚く取り扱うことをどう考えるか。犯罪被害者が置かれた現状に照らして必要、ということなのか。
- 「被害の回復」として、損害賠償額を国が支払うということが、「手厚い補償」なのか。回復すべき被害として、民事の損害賠償額があると思っており、その金額が補償されることが「手厚い」のか。それは正当な金額である。他の制度と比べて「手厚い」と言うのであれば、どの制度と比べて、どの程度手厚いのか。あるいは、他の制度が低いのであれば、そちらを引き上げるべきではないか。国民に我慢をしろ、というのはおかしいのではないか。

- 今の議論の趣旨は、弁済を受けることができている貸金債権などについては国が立替払をしないにもかかわらず、犯罪被害に係る損害賠償についてのみ立て替えるのはなぜか、ということであろうと思う。他の一般債権と、犯罪被害者が有している損害賠償債権は、性質が異なっているのではないか。性質が異なるものを比較する必要はないと思う。犯罪被害者等基本法から権利が導き出されると思っているので、他の一般債権とは性格が異なると言えるのではないか。
- 基本法というものは、国、地方公共団体及び国民の一般的な責務を定めているにとどまり、具体的な施策を実現する場合には、別途の根拠法の制定が必要となるものである。例えば、障害者基本法については、その理念を具体化した法律としての障害者総合支援法があり、同法に基づいて支援が行われる。現在の法制度を前提とする限り、犯罪被害者等基本法のみを具体的な施策の根拠とするにはより詳細な理由付けが必要となるのではないか。
- 法制度としての問題としては、そのような問題はあるかと思う。平穏な生活に戻っていただくことが重要であるということは社会で認識されており、その必要性は大きい。そのためには、損害の回復が必要である。そのための知恵を絞らなければならない、今あるのは犯罪被害者等基本法だけであるので、そこから理論構成していくという方向を探るべきである。

関連して申し上げますと、一般的な法原則として遡及適用ができないということは重々承知しているが、被害者にとって遡及適用の必要性は高い。ある一部でも遡及適用ができないか、知恵を絞りたい。
- 司法分野に属する損害賠償という民事紛争の解決について、行政としてどこまで介入するのかについては検討の必要があるのではないか。本来、損害賠償関係は、債務者たる加害者と債権者たる被害者との間の私人関係のものである。これを立て替えることができるのか、ということを考えてときに、手がかりにし得るものとしては、労災制度の中に、会社が倒産した際に未払賃金を立て替える制度がある。賃金であれば金額は決まっているが、損害賠償の金額を基準とするとなると算定をどうするのかという点については課題があると感じている。
- 民法上の時効制度について、人の生命又は身体を害する不法行為については特例が設けられていることは、犯罪被害者について特例的な制度を設けることの手がかりにできないか。
- この検討会の中で、財源についてまで答えを出す必要があるのか。被害の回復というものがあるべき姿としてあり、それに国が必要な財源を用意するというのではないのか。財源に議論が縛られる必要はないのではないか。
- 過去の議論でも財源についてはいくつかの考え方が議論されていたが、いずれに

についても課題があることが指摘されている。財源については、理論の問題だけではなく、どのように徴収するのかなど実運用上の問題もあり、また、どのような制度であれば国民の理解が得られるのかという問題もある。財源については、国が考えることではないか。

- 現行制度を改めるということを考えるのであれば、その趣旨や理念に関する議論以外にも、制度運用を支える財源についても考えなければならないのではないかと。支出を伴う新たな制度を導入した場合に、その財源の議論をせずに一般財源で支出するからそのまま検討しなくともよい、というわけにはいかないと思う。一般財源で考えるのか、新たな目的税を考えるのか、罰金や賦課金を考えるのか、あるいはそれ以外の考え方があるのか、それらについてもきちんとした議論は必要なのではないか。
- 財源が足りるのか足りないのか、という形で議論するのではなく、従来とは違った性質の制度の創設を考える際に、全額税金を財源としている現行制度ではなく、例えば保険制度など、財源の異なる制度を考えることで、異なる性質の制度を創設することが可能となる、という議論の仕方ができるのではないかと。財源を変えない限り、性質の異なる制度とすることは難しいということになる可能性もあるので、財源と制度趣旨や支給水準を併せて検討することが必要になるのではないかと。予算があるかどうかということではなく、制度の趣旨を考えるに当たって、財源から考えるということも必要ではないか。
- 立替払制度は、国が加害者に求償していくということを前提とした制度であるが、例えば死刑の場合など、そもそも求償が難しい場合もある。立替払制度に対する懸念としては、被害者の損害が回復されることで犯罪者が安心してしまい、「もう終わった」と思うことにならないかということがある。犯罪者に対する求償というのは、絶対に続けなければならない、犯罪者の損害賠償責任というものをないがしろにするべきではない。犯罪者の更生とは再犯をしなければよいというようなものではないはずである。

このような議論の他にも、求償権は国の債権という意味でも法務省にも関係があり、対象として考えられる犯罪者は受刑者である。立替払制度であるか否かにかかわらず、どのような制度を考える場合であっても、犯罪者がのうのうと生きることは許してはならず、その損害賠償責任を果たさせるということは国として常に考えなければならないことだと考えている。
- 加害者が死亡して損害賠償を得られない、加害者が捕まっていないということもあることから、立替払制度とした場合に、国が全額を回収するということは諦めるしかない。欧州の事例だと回収率は 20%から 30%であるので、足りない部分については国の負担、ということになる。今の犯罪被害給付制度でも、加害者に対して求償することができる制度になっているので、立替制度というのは、今の仕組みと変わらないとも言える。

被害者の立場からすれば、加害者には責任をとってもらいたい。裁判の場での謝罪も減刑のためのものがほとんどであって、心からの謝罪はない。損害賠償も払わず、刑務所から出所すれば「もう罪は償った」と言う。そのような加害者が多いのだ、ということは念頭に置かなければならない。

- 加害者に何らかの負担をさせて被害者に対する支援の制度を運用するという発想に立てば、賦課金や課徴金を課すという考え方についての議論も必要ではないか。
- 賦課金の性質は、刑罰となるのか、刑事判決に伴って課される制裁となるのか。その性質については極めて難しい議論を要する。アメリカでは、被害者がいないような罪を犯した者からも徴収しているところであり、そのような制度とするのは、給付制度であれ、立替制度であれ、難しいのではないか。韓国の例では、基金の中で財源を奪い合っていたり、罰金額が減少したり、かえって制度運用が難しくなっているとも聞く。アメリカでも使うことができる金額が決められている。特別会計をやめていくという流れもある中で、実現はたやすくはないのではないか。
犯罪者から金銭を徴収することは難しいのではないかと感じているが、財源を変えることで従来の制度ではできないことができるのであれば、財源を考える意味はある。財源を単独で議論しても、あまり意味のない議論になってしまうのではないか。
- 日本は諸外国に比べれば、国民1人当たりの犯罪被害者に対する給付に用いられている金額が低い。大まかな計算で言えば、国民1人当たり200円の負担があれば、被害の回復に十分なものとなる。被害者のために年間200円負担してもらえないか、ということが、理解が得られないものなのか。このくらいの金額であれば、理解が得られるのではないか。負担額と国民の理解との関係で言えば、理解が得られると考えている。被害者がどうやって加害者から賠償を得ることができるのかということについては、見通しが無い。被害者を救う、ということを一に考えなければならない。

(3) 次回の検討会について

今回は、令和6年2月5日（月）午後1時30分から開催する予定となった。